

韓国側資料(甲第 18 号証の 1)の日本語訳

第 5 次韓日会談予備会談

第 11 回一般請求権小委員会会議録

①

会議の始まる前に洪升喜専門委員の紹介があった。

日本側：前回の会議で李相徳代表の発言に対し
日本側の見解を明らかにしたいとして下記文
書を読み上げた。(参照：檀紀 4294 年 4 月 24
日付け韓日会談第 71 号 別添日本側
Statement)

以上が前回の会議で韓国側が発言した一
番目の問題に対する日本側の見解であると
述べた。

(2)

韓国側：今の発言を書面でいただければ検討の上、韓国側の見解を述べるが、まずいくつかについて述べたい。韓国が平和条約第 14 条により賠償を請求していないということは明らかであり、この会議の席上でもしばしば申し上げた。しかし、韓国は平和条約第 4 条の受惠国として、第 4 条を根拠に Claim を請求している。第 4 条の Claim に関しては韓日間の長年にわたる歴史的事実を考慮しなければならず、在韓日本人の財産が例外なく韓国に帰属したことに照らしても明らかである。しばしば申し上げていることであるが、賠償という用語の問題ではなく事実上の問題を考慮したならば、韓国側の見解を理解いただけると思う。

1957 年 12 月 31 日の Agreed Minutes に関するても韓国が提示した 8 項目の請求について

日本側が誠意をもって討議するということは、在韓日本財産の帰属により韓国の請求権がどの程度消滅し、満たされたかという問題がすでに両国間で了解されたものと思う。従って、8項目は影響を受けるものではないと考える。

日本側：我々も韓国側が賠償を要求していないことは承知している。問題は在韓日本財産放棄により韓国の請求権がどの程度消滅し、満たされたかについて討議しようということであり、討議する必要がないという韓国側の意見に対し、我々の意見を述べたものである。

韓国側：この問題は文書を見てから話したい。

— 欠落部分 (a) —

(3)

日本側：次いで、またもう一つの問題について
日本側見解を明らかにしたいとして下記参照
文書を読み上げた。

(参照：檀紀 4294 年 4 月 24 日付け韓日会談第
71 号 別添日本側 Statement)

韓国側：これについても文書を見て韓国側見解
を述べるが、法文に 8 月 9 日という日付が日
本性を決定する日付として明示されていると
いわれるが、8 月 9 日という日付は法文上こ
の日付現在の日本財産が韓国に帰属されたこ
とを意味するものであり、日本性を決定する
日付ではないと考える。

法文には on or since となっているが、米
軍政庁の管轄下にあったのは何時であったの
か、それは 8 月 9 日現在であった。従って、8
月 9 日現在の日本財産が米軍政庁に帰属され

たと解釈される。そして韓米協定に関しても言及があつたが、米軍政庁が取得した在韓日本財産は財産目録により韓国へ移譲されたものではなく、包括的に移譲されたものである。

日本側：しかし米軍政庁は在韓日本財産を 9 月 25 日付で取得したのではないのか。

韓国側：取得したのは 9 月 25 日あるが、帰属は 8 月 9 日であった。

日本側：米軍政庁といえども、8 月 9 日現在韓国になかった日本財産は取得する権限がなかったのではないか。

— 欠落部分 (b) —

韓国側：日本側が述べているのは、米軍政庁が

在韓日本財産を 8 月 9 日に遡って凍結したが、米軍政庁はそのような権限がないことを意味しているのか。

— 以下、相違部分 (A) —

日本側：米軍政庁が日本財産を接収した際、その管轄区域内にあったものは接収されたが、その管轄区域内になかったものは接収されなかつたと思う。

韓国側：米軍政庁の管轄下にあったのが何時であったのかが問題であるが、それは 8 月 9 日であった。8 月 9 日以降のすべての取引は禁止され、8 月 9 日以降の取引は法令 2 号により無効となつた。

(4)

日本側：韓国側は在韓日本財産が米軍政庁から

包括的に移譲されたと述べられたが、米韓協定でも米軍が処分したものは除かれている。従って、いかなるものが具体的にどのように韓国へ移譲されたのか。米軍が接収したものであっても、処理されたものが相當にある。その中でどのようなものが韓国に移譲されたのか。韓国が請求権を主張するに当たっては、具体的に移譲された財産の内容を明示していくだと日本側として納得しやすいし、判断する上で基本的な材料となろう。

韓国側：いま日本側から財産の処理問題に言及されたが、米軍が処理したものには法令に違反したものは含まれていない。いずれにせよ、文書を読んで反論したい。

— 欠落部分(c) —

(5)

日本側：先般の会議で 8 項目の第 4 項について
いくつかの質問をしたが、もう少し質問した
い。閉鎖機関令により閉鎖された機関又は日
本で在外会社といわれる、韓国に本社をおいた
法人の在日財産を要求しているが、かかる
法人の株主には日本人が相当数いた。このよ
うな法人の株主権は、その後どうなったのか。

韓国側：前にも話したが、日本人の株式は米軍
政府に帰属し、その後韓国政府へ移譲され、
韓国政府が株主権を行使している。そのうち
民間へ売却され、民間で株主権を行使してい
るのもある。

— 欠落部分 (d) —

—原告らが不開示部分だと主張する部分—

(6)

日本側：韓国に本社があった会社の名前、所在地、資産等を相互に対照しようということについて、どう考えるか。

韓国側：必要な場合にはしなければならないと言ったが、他のことはせずにただこれだけを行うことについては、本国と協議中である。

日本側：それのみを要求しているのではない。伊闈アジア局長によれば、両国首席代表同士の予備会談は5月末までに終わらせるうことのことであり、会議を早急に終わらせるためにも、必要な資料は速やかに準備していただきたい。

(7)

そして、かかる会社の在日財産を要求する法的根拠は何なのか。

韓国側：一般私法上、支店の財産は本店に属するとのことであるので、韓国に本店のある支店財産は当然に本店に属するものと考える。

— 以下、相違部分 (B) —

日本側：株式が法令により米軍に接収された法人は、日本の株主がいなくなったので、その本店の財産は韓国政府や韓国人の所有となり、日本国内の財産にも及ぶということか。

韓国側：然り。

日本側：日本にあった日本人の株式も接収されたと考えているのか。

韓国側：然り。

日本側：以前に法令第 33 号は債務は継承しないとの説明を聞いたが、そのとおりか。

韓国側：然り。

(8)

日本側：株式の場合、法令により日本国内にあった株式が無効になったと解釈しても良いのか。

韓国側：無効となったのではなく、韓国に帰属した。

日本側：法令により接収されたのは韓国内にあった日本人の株式に限定され、日本国内にあった株式が接収されたとは考えられない。

韓国側：日本人の株式は日本人の居住地がどこ
であれ全部帰属されたのである。

— 欠落部分 (e) —

日本側：債務関係が全然問題とならないと言う
ことは理解できない。

仮に韓国側の立場を取ったとしても、日本
国内の支店が有する債務がなくなると言うこ
とは、どのような法律的観点からそのよう
になるのか、日本側も研究するが韓国側でも検
討していただきたい。

それでは今日の会議は終了し、次回は 28
日金曜日午前 10 時 30 分とする。

韓国側：結構だ。

— 欠落部分 (f) —
